

新型コロナウイルス感染防止対策対応マニュアル

青森県立八戸西高等学校

1、【生徒及び教職員に対する感染拡大防止のための対策】

①外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗う。石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かす。

②「咳エチケット」の徹底

- ・咳・くしゃみの際はティッシュ又は袖の内側などで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむける。
- ・鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにフタ付きの専用のゴミ箱に捨てる。
- ・咳をしている人にマスクの着用をお願いする。

③校内の環境衛生の保持

④不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出の自粛

⑤感染の機会を少なくするための対応（校内における集会・会議等の自粛）

⑥生徒、保護者、教職員へ新型コロナウイルス感染症に関する正しい情報の提供
(参考ホームページ)

○厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

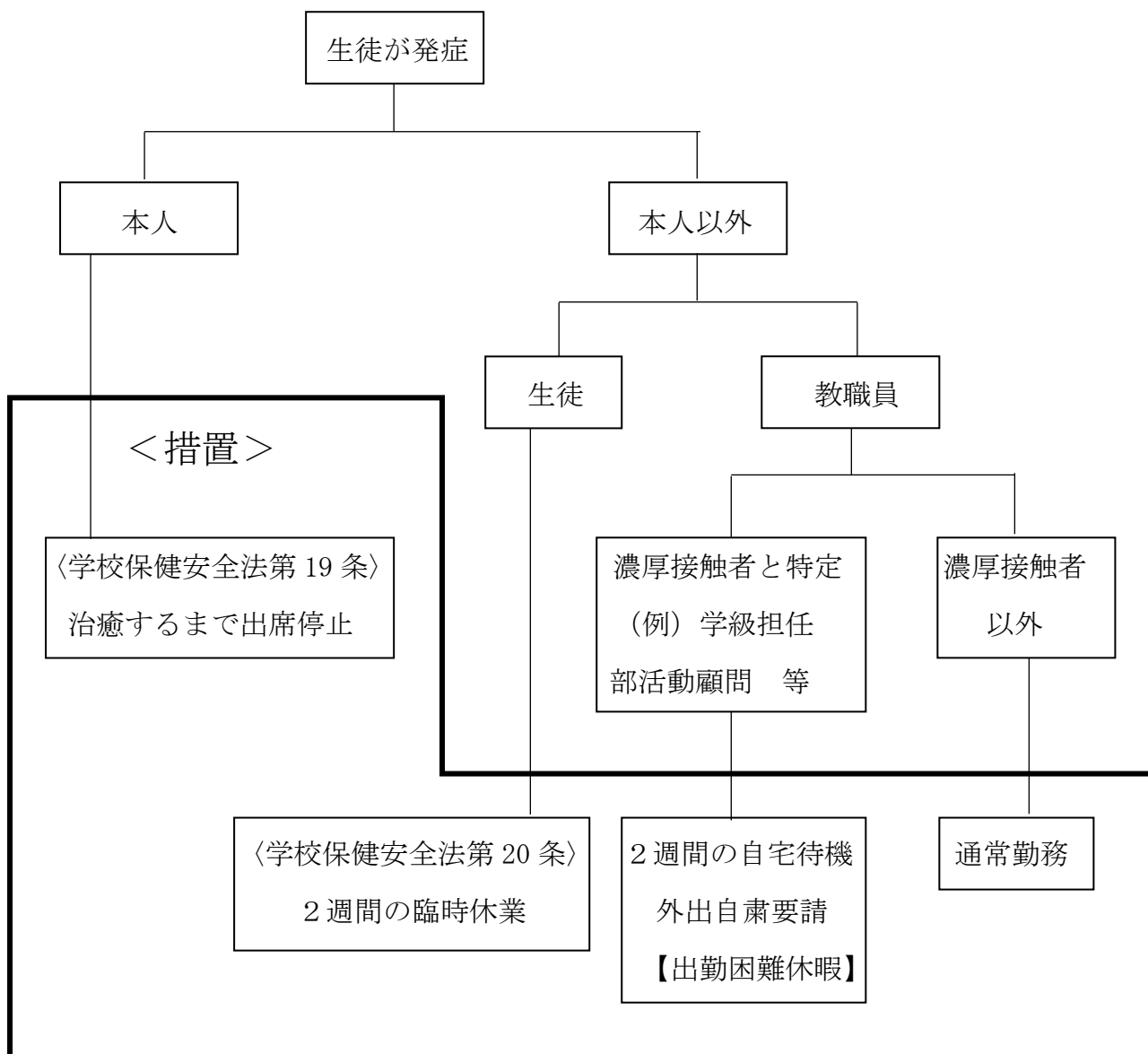
○青森県庁ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」

<https://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/health/wuhan-novel-ronavirus2020.html>

2、【生徒が発症した場合】

①発症した児童生徒：出席停止（学校保健安全法第19条）

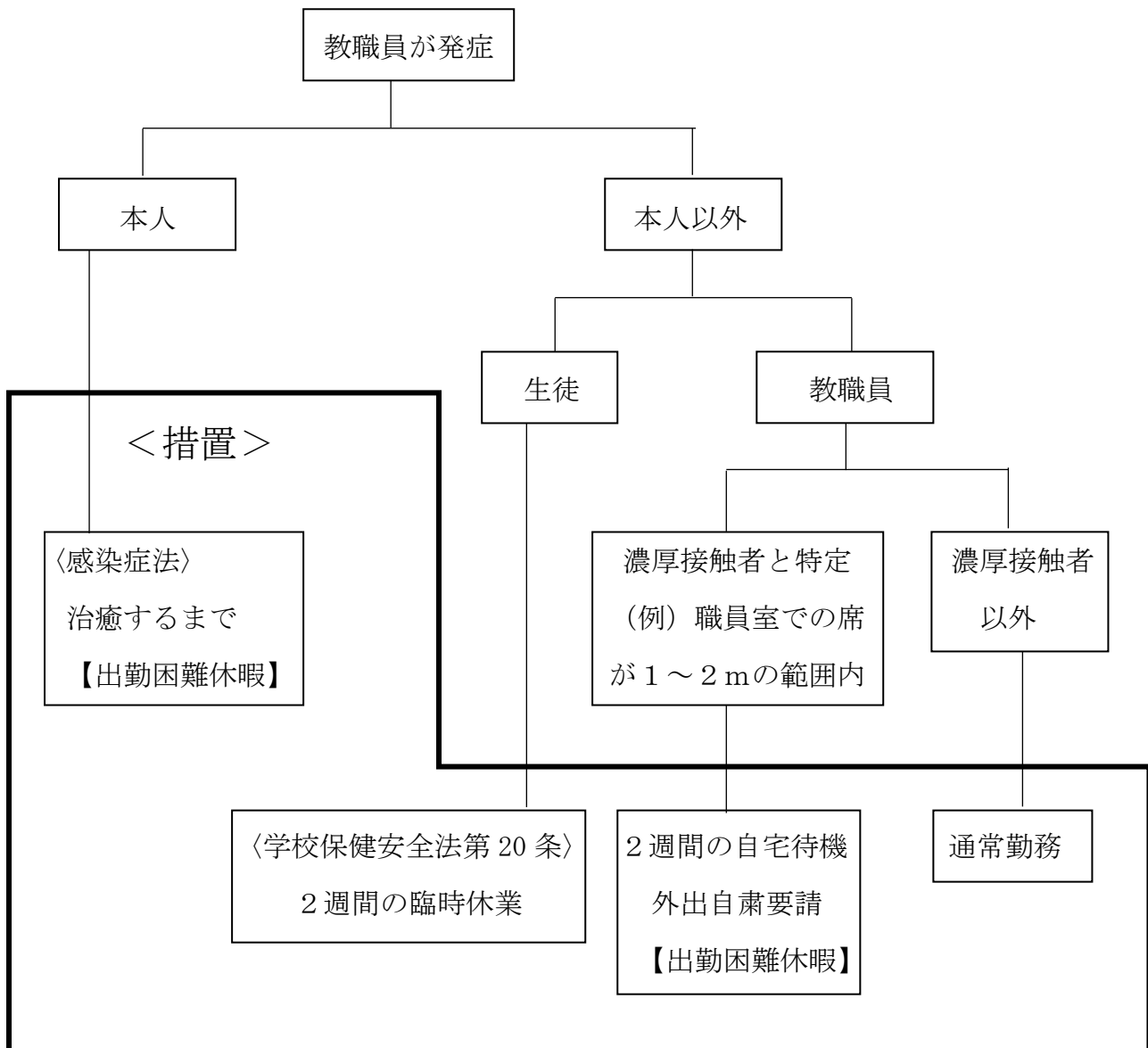
②発症した者以外の児童生徒：学校全部又は一部の臨時休業（学校保健安全法第20条）



3、【教職員が発症した場合】

①発症した教職員：就業制限（感染症法第18条）

②発症した者が所属する学校における児童生徒：学校全部又は一部の臨時休業（学校保健安全法第20条）



※ 現時点（2020.3.19）では、原則として濃厚接触者であっても、発症していない場合は、PCR検査の対象とはならない（検査陰性が感染を否定することにはならないため。）。

〔補足〕

- ①地域における流行早期の段階においては、当該学校に感染者等がない場合でも、積極的な臨時休業を行うこともある（県教育委員会が指示）。
- ②医療的ケアを必要とする生徒については、主治医や学校医・医療的ケア指導医に対応方法を相談の上、その指示に従うこと。なお、医療的ケアを必要としないが、基礎疾患のある生徒についても同様の対応とすること。
- ③生徒において発熱・咳・倦怠感等、疑わしい症状の場合は校長の判断で出席停止とすることができる。なお、教職員が発熱・咳・倦怠感等、疑わしい症状の場合は、出勤自粛となる。

4、【出席停止措置】

(1) 出席停止措置の実施

学校長は、生徒又は教職員の中に、新型コロナウイルス感染症及び以下のような新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる者が出た場合、医療機関の受診結果を聴取の上、速やかに出席停止等の措置をとり、インフルエンザや麻しんといった他の感染症と同様、スポーツ健康課へ電話による一報の後、「新型コロナウイルス感染症に係る出席停止措置状況等連絡票」によりスポーツ健康課へ報告する。

※出席停止⇒スポーツ健康課へ電話連絡⇒スポーツ健康課へ資料3を提出

- ・ 生徒及び教職員が濃厚接触者として特定された場合
- ・ その他、学校長が新型コロナウイルス感染症への感染が疑われると判断した場合

(2) 出席停止の通知

学校長は、出席停止とした生徒の保護者に対し、出席停止としたことを通知するとともに、生徒の外出の自粛など出席停止中に家庭で留意すべき事項について指導する。

(3) 出席停止の解除

学校長は、出席停止とした生徒の健康状態を定期的に確認するとともに、医師等が新型コロナウイルス感染症の発症の可能性がないと判断した場合、出席停止中の生徒又は教職員に対し、出席停止等の措置を解除する。

5、【臨時休業措置】

(1) 臨時休業措置の実施

学校長は、感染した生徒・教職員が、発熱や咳などの症状が出ている状態で登校した場合や、以下のような感染症の予防上、必要があるときは、臨時休業措置を講じ、インフルエンザや麻しんといった他の感染症と同様、スポーツ健康課へ電話による一報の後、「新型コロナウイルス感染症の発生及び措置状況」により、速やかに居住市町村を管轄する保健所及びスポーツ健康課へ報告する。(青森県立学校学則第五条による。)

※臨時休校➡スポーツ健康課へ電話連絡➡保健所及びスポーツ健康課へ資料4を提出

- ・ 学校長が、新型コロナウイルス感染症への感染が認められないまでも、多数の者が新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる等、感染拡大の恐れが高いと判断した場合
- ・ 感染拡大防止の観点から臨時休業の必要があると判断した場合

※ 学校の設置者は、休業措置をとった学校と同一地域内にある学校や部活動等の交流があった学校に対し、感染拡大防止のため、特に必要があると判断した場合には、臨時休業を指示する場合もある。

(2) 臨時休業期間中における生徒及び保護者への対応

学校長は、生徒の保護者に対し、臨時休業の理由を通知する。また、生徒に対し、臨時休業期間中の不要不急の外出、生徒同士の接触を慎むなど、臨時休業期間中の過ごし方について指導するとともに、生徒の保護者に対し、前述の内容等、家庭で留意すべき事項について確実に伝える。

臨時休業等の判断を行うに当たっては、生徒の監督者の確保等、保護者の追加的な負担に留意し、保護者の負担を極力軽減できるような方法を検討する。

(3) 臨時休業期間中に各学校で対応すべき事項

- ・ 学校長は、臨時休業期間中における生徒及び教職員の健康状態の把握に努める。
- ・ 学校長は、臨時休業期間中に新たに新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる

生徒及び教職員が現れた場合には、感染者数、感染が疑われる者の数等について、インフルエンザや麻しんといった他の感染症と同様、スポーツ健康課へ電話による一報の後、「新型コロナウイルス感染症に係る出席停止措置状況等連絡票」によりその都度スポーツ健康課へ報告する。

- ・ 臨時休業の措置をとった場合は、校舎の机・イス・出入り口のドア等、接触感染の原因となる箇所について消毒を行う。消毒方法については、スポーツ健康課から学校へ周知する。

(4) 臨時休業期間中の教育活動の実施

- ・ 生徒に対して、臨時休業期間中の自宅学習の進め方について可能な範囲で指導する。
- ・ 臨時休業中の教育は自学自習を基本とし、必要に応じて自宅へ教材を郵送、ファックス、メール等を利用して指導する。また、各学校に電話相談窓口を設置するなどの方法により、教育機会の確保に努める。

(5) 臨時休業措置の解除

学校長は、臨時休業中の生徒等の健康状態を定期的に確認するとともに、学校医等が臨時休業措置の解除が適当であると判断した段階で臨時休業措置を解除する。